

令和7年（2025）「園児団体傷害保険」への加入について

桑名市幼保支援課

一時預かりを実施するに当り、全私保連保険制度の「園児団体傷害保険」（東京海上日動火災保険株式会社）に加入します。

一時預かりにおけるけがや通園往復途上でのけがを補償するものです。

以上の趣旨をご理解いただき、下記の内容に同意していただきますようにお願いいたします。

記

1、給付の種類と給付される場合

園児が保育園の管理下及び通園往復途上において急激かつ偶然な事故において傷害を被った場合に、保険金（死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金）を定額でお支払いする保険です。定額給付のため、治療費としては出ません。

2、対象となる事故

保育所（園）での管理下においての事故（在園中・通園往復途中も含む）

3、給付金額

（1）死亡保険金

事故の日から180日以内にそのけがのもとで亡くなった時、230万円が給付されます。

（2）後遺障害保険金

事故の日から180日以内にそのけががもとで身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害に応じて契約金額230万円の4%～100%の範囲内でそれぞれ定められた保険金が給付されます。

（3）入院保険金

「入院保険金・日額3,000円」×「入院日数」を支払います。ただし事故の日から、その日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金の支払いはできません。また、支払い対象となる「入院日数」は180日が限度となります。※保険金が支払われている期間中、別の外来の事故によりケガをされても保険金は重複してお支払いはできません。

（4）通院保険金

偶然な事故によるけがのため通院（往診を含む）により治療を受けられた時、「通院保険金・日額2,000円」×「通院日数」を支払います。ただし、事故からその日を含め180日を経過した後の通院に対しては保険金支払いはできません。また、支払い対象となる「通院日数」は90日が限度となります。※入院保険金と重複してお支払いはできません。

4、保険の加入期間

令和7年（2025）4月1日午後4時から令和8年（2026）4月1日午後4時までです。

5、保育所（園）の対応

細心の注意を払い、安心、安全な預かりを実施致しますが、事故があった場合は保険の範囲内の対応になります。

..... き り と り

同意書

令和7年度（2025）「園児団体傷害保険」の加入に同意します。 令和 年 月 日

桑名市長様

保護者住所

桑名市

保護者名（※署名）

児童名

児童生年月日

西暦 年 月 日生